帯が大地主地帯であったことがわかる。

幕末・明治初年における地主の存在状況

じめに

お わ り に一、明治初期における地主の存在状況一、幕末における「身元者」の存在状況

じめ

は

るが、地帯的には東北から北陸にかけての諸県が構成する米作単作地(一○四)、茨城(一○三)である。九州、関東地方の県も含まれてい(二一三)、宮城(一六三)、山形(一二三)、青森(一○七)、熊本が一○○名以上存在する府県は新潟県の二六三名を筆頭として、秋田大正一三年の大地主名簿によれば、所有耕地五○町歩以上の大地主

化し近代に至る。②近世後期に生成し、幕末期を通じて大地主に成(天保期以降)までにあるいは幕末期を通じて大地主からさらに巨大ける生成・展開過程の究明結果は、①近世中・後期に生成し、幕末期ける生成・展開過程の究明結果は、①近世中・後期に生成し、幕末期を通じて大地主諸家の近世・近代におる諸家の多くは近世期に淵源を持ち、幕藩制下で成長を続け近代に至る。②近世後期に 生成し、幕末期を通じて大地主階層を構成する諸家の多くは近世期に淵源を持ち、幕藩制下で成長を続け近代に至る。②近世後期に 生成し、幕末期を通じて大地主に成れていた。

中

山

清

に、にわかに形成されたものではないという見通しを与える。地集積の過程を経ていることは、 近代に おける大地主体制が短期間にしている。大地主の成立=大規模土地所有の成立が長期にわたる土長、近代(明治)になって巨大化という二つのタイプの存在を明らか

問題は大地主層の頂点部分についての見通しが地主諸階層全体に該当するかどうかは未だ確かめられていないというところにある。確認の生成・展開状況を明らかにし、そのうえでの両者の比較、検討が必要であるが、現在のところ何処に、どの程度の地主が、どの位存在したかということは必ずしも自明のこととはいえないのである。大地主諸家の近世から近代への地主としての系譜的な連続と非連続の状況を諸家の近世から近代への地主としての系譜的な連続と非連続の状況を諸家の近世から近代への地主としての系譜的な連続と非連続の状況を諸家の近世から近代への地主としての系譜的な連続と非連続の状況を諸家の近世から近代への地主としての系譜的な連続と非連続の状況を諸家の近世から近代への地主としての系譜的な連続と非連続の状況を諸家の近世から近代への地主としての系譜的な連続と非連続の状況を諸家の近世から近代への地主としての系譜的な連続と非連続の状況を諸家の近世がと近くにある。確認当なるが、現在のようがは、というというととはいる。確認されているが、というとは、というというには、というというというという。

主の展開状況においても、小作地率のレベルの高さにおいても蒲原・く、さらに地域限定的にならざるをえない。近代新潟県地主制が大地るが、越後国=新潟県に対象を限定しても全面的な追求は不可能に近この課題の究明には方法的に同一地域を対象とすることが要求され

窓

理が異なる以上、限定された地域であっても両時期の地域的整合性を 核になっていたことは周知のところである。近世と近代の地域編成原 求めることは困難であるが、北蒲原北部を対象として究明を試みよ 頸城両平野部を基盤とし、その中でもとくに蒲原北部―北蒲原郡が中

幕末における「身元者」の存在状況

対象地域と領有関係の整合をはかることは困難であるが、蒲原北部を けではなく、しかも最幕末時、明治初年に領有地域の変動があって、 主要管轄下とした水原代官所関係を中心としてみていこう。 主であったといえる。ただし両者の領有地域は北部に限られていたわ 有状況にあったが、北部は幕府(水原代官所)と新発田藩が主要な領 近世後期の越後蒲原平野部は幕領および中小諸藩領等の錯綜した領

出金額に注目したい。

模の大小が出金額の大小で現されているとみられる。 作単作地域における住民の階層分化 を ふま えた富の蓄積が主として き上金関係および慶応元年郡中献納金関係である。いずれも出金者と 名簿控であるため詳細は不明であるが、出金者=「身元者」の資産規 営分限相応安穏相続罷在」者である。慶応元年の場合は史料が献納者 田畑高所持仕候もの」であり、嘉永六年の場合は「数代無難ニ農業相 れる。出金者は嘉永元年の 場合 は「(水原代官所)支配内ニ而相応之 出金額が判明する。出金者がそのまま地主であるとは限らないが、 (地主的)土地所有として現出していたであろうことは容易に想定さ 依拠する史料は嘉永元年郡中非常備金関係、同六年異国船渡来に付 米

嘉永元年の史料から検討していこう。これは「凶年不及自力普請所

営状況の究明はそれ自体独自の研究課題であるが、ここでは出金者と 力金主による「非常備金」が企画され、実現していることや、その運 というものである。嘉永元年末の時点で代官所の呼びかけに答えて有 置右之次第永久御仕法不相崩様御交代之節跡御支配江巨細被仰送」る 郡中非常為手当」金を無利息で融資し、二・三年ないし四・五年賦で の運営を市島徳次郎ら七名に委託、代官所も「御取扱之御規矩御立被 返済させようという試みであった。そのため先に引用したような「銘 々相応之高所持安穏ニ相続罷在」者三八カ町村の五八名が出金し、そ 水災類焼病難等都而一村之存亡ニ拘程之事」にたいし、 「当御陣屋付

率が高く、人数的には一九%に過ぎない三○両以上出金者が出金総額 らである。五八名の出金額は最高 五○両から 最低二両までの幅があ とからみて管下を代表する層が選ばれていると推定される。 有力者を網羅していると考えられる。また対象が三八ヵ町村であるこ 高額出金者全員が苗字を許されていることからみて管轄下のめぼしい の過半(五四・七%)を負担している。 り、半数が出金一○両未満である。金額的には高額出金者の占める比 またがり、 たが、郡中用留の記録によれば判明する出金者と出金額は第1表のよ の分割をめぐり中条民政局管轄下の村村から明治二年に訴えが出され 「郡中」=水原代官所管下はこの時点では後の北蒲原郡と岩船郡に 明治になると水原、中条民政局に区分されていた。 出金の基準はわからないが、 出金分

御国恩に感謝して上金を申し出た形をとらせながら、代官所が江戸湾 次ぎに嘉永六年一一月「異国船渡来ニ付御上金書上名前帳」をみよ 紫雲寺潟新田郷大中島新田庄屋神田理兵衛の控えで、 国難に際し

出

金者と出金額および出金者居住町村を整理すると第2表①②③の

るが具体的にはわからない。

一五名の高額出金者によっている。 満であり、一方確認出来る総金額一万四一八〇両の七五%までが僅かようである。ここでもまた出金者の七五・八%までが出金額三〇両未

Ŗ から 六両 最高一五○○両から最低五両まで対象者も大きく拡大していることか 台場建設費を求めた出金者名簿である。 名)・一〇両(二四名)・二〇両(一二名)あるいは八両 時点の代官所管下町村数は確定できないが、 北蒲原郡を中心に岩船郡を含む八九ヵ村の一八二名が出てくる。 管下全体を対象とした賦課であったと考えられる。 (二〇名)・二四両 基準を設定して対象者の選定と金額の確定を行ったと推定され (二五名) の出金が比較的集中していること 記載に一 村名が網羅的であり、 部重複があるが、 (六名)・一 五 両 **金** 後 四

第1表 嘉永元年郡中非常備金の 出金者と出金額

出金額	人数	金額合計	対出金 総額比
50 ^両	2 ^人 (2)	100 両	13.3 %
45	1 (1)	45	6.0
40	1 (1)	40	5.3
35	3 (3)	105	14.0
30	4 (4)	120	16.0
小 計	11 (11)	410	54.7
20~25	2 (1)	45	6.0
15	7 (2)	105	14.0
10	9 (0)	90	12.0
2~10	29 (0)	100	13.3
小 計	47 (3)	340	45.3
総計	58 (14)	750	100.0

注(1) 人数欄()内は苗字ある者。

(2) 市島家文書明治2年「郡中用留」により作成。

第2表一① 嘉永6年上金の金額と人数

2 —② 上金者数別町村数 2一③ 出金額別町村数

金 額	人数	金額合計	上金者数	町村数	出 金 額	町村
1000~1500 両	5 ^人	6200 両	19 ^人	1	1468~3836 阿	3
500~800	3	2000	10	1	716~850	3
230~450	7	2430	6	3	363~385	2
100~150	8	1030	5	1	100~166	9
50~80	6	350	4	2	50~81	10
30~40	15	515	3	9	30~50	12
20~28	29	653	2	20	20~30	16
15~18	25	398	1	52	10~20	21
10~13	29	301	計	89	5~10	13
5 ~ 8	55	303			計	89
計	182	14180				

注 神田家文書 嘉永6年11月「異国船渡来ニ付御上金書上名前帳」により作成。

きくなっているといえる。広範な地域に賦課対象が存在していた状況 賦課の規模と範囲が拡大されてくると、上と下との差はきわめて大

明するかぎり大地主であるからである。 が、その中に大規模出金者がいて、たとえ一名でも金額上無視しえな ぎのようにいえる。 を示すとともに、 れば全体の八○%になる。村を代表する諸家が対象とされたといえる い村の存在することが注目される。 たことがわかる。これを出金者居住町村と出金額との関連でみると次 ごく少数の隔絶した大きさの大規模出金可能者がい 出金者一名の村が大半であり、二名の村を合わせ 後述のようにそのような諸家は判

があり、出金額面からも確かめられる。その一つは在町である。 すわけではない。 物産の流通との関連が考えられよう。なお大規模村高の村は概して出 居住する村が多い。これまた米作単作地域における米をはじめとする 唆している。 域における商品貨幣流通、 とそれに隣接の下条(二四名)、 金者が多いとはいえるが、 九・四%を占めている。 の在町の場合六斎市を持つことが特徴点と考えられるが、米作単作地 代官所陣屋所在地であることと合わせて注目すべき地域である。 表例である。とくに水原地区は出金総額の四六・一%を占めており、 以上のような一般的状況の中に少数だが出金者が集中している地域 その二は浜方の村である。 村松浜を代表として廻船を業とする大地主の 金融のあり方と富の蓄積状況との関係を示 村高と出金者数、 中条と隣接の小荒川(一二名)が代 浜方四カ村一五名で総額の一 金額とが厳密に相関を示 越後

戦争がらみの賦課であったと推定される。対象は個人と村に分かれ、

原代官所の総力をあげた収奪であったことを思わせる規模である。

永期に比べて管轄範囲は後の中蒲原郡や岩船郡へ拡大、分散していて

それでも蒲原北部が中心であることは変わらな

この時期には幕領は会津藩領の設定などがあって大きく変動し、

嘉

ヵ村)・五両 (一三)・三両二分 (一○)・三両 (一三)・二両二分 (一

金額は最高約二二〇両から最低一朱までの開きがあり、

一〇両

名

まず村を対象とした献納を見よう(第3表)。

確定が困難であるが、

それぞれ四三九名、二一二カ村、

献納総金額二万四五七八両に及び水

に至るまでの趣旨、 慶応元年五月 「郡中献納金控」 経過や基準などはわからないが、 の検討に移ろう。 前述のように献納 最幕末期の長幕

ŝ	第3表 慶応元	:年郡中献納金	:の村別出金状	況
金 額	北蒲原	中蒲原	岩船	計
220 両	1 ^村 (19)人			1 ^村 (19) ^人
50~100	1 (3)	1 (18)		2 (21)
30~50	6 (30)	1 (4)		7 (34)
20~30	8 (12)	3 (10)	1 (4)	12 (36)
15~20	9 (24)	1 (1)	2 (4)	12 (29)
10~15	15 (15)	2 (12)		17 (27)
7~10	14 (21)			14 (21)
5 ~ 7	23 (47)	2 (2)		25 (49)
3 ~ 5	36 (24)	1 (4)	1 (1)	38 (29)
2	33 (43)		3 (5)	36 (48)
1	31 (27)			31 (27)
~ 1	16 (14)		1 (0)	17 (14)
計	193 (279)	11 (51)	8 (14)	212 (344)

注(1)) 内は当該町村における個人献納金出金者数。

五十嵐家文書 慶応元年5月「郡中献納金扣」により作 (2)成。

ご)・二両(一七)・一両(一二)に集中がみられる。概して高額出金三)・二両(一七)・一両(一二)に集中がみられる。概して高額出金三、石掛才覚金とは異なる観点からの基準が設定されていたとみられら、石掛才覚金とは異なる観点からの基準が設定されていたとみられる。村高の大小と村の富裕度とが対応していない状況が幕末期には広る。村高の大小と村の富裕度とが対応していない状況が幕末期には広がっていたといえよう。

ある。 確かめられるといえよう。 ている。 両余)、 中島(六位・四〇両)を合わせてみると、 蒲原北部における じた徹底性をみるべきであろうが、 両)も中蒲原における在町の一つである。 いえる。中条も四位で小荒川と合わせ八○両近い。三位の割野 経済的中心としての地位は先の嘉永期よりさらに明確になっていると 出した高金額であり、 具体的にみていこう。第一位は水原の二二〇両三分二朱である。 個人として負担できるほどの住民のいない村にも全て献納を命 一方低額出金村を中心として個人出金者のいない村が九四も 個人出金者数も多い。隣接の下条(二位・八九 上記のように村の格差の広がりも 浜方の村村も上位に位置し (五九 突

二両

ぼり、大半を占めているところに現れている。

主な村落上層の全てを

対象としたとみられる。

この点は二○両(一四名)およびそれ以下の出金者数が三七五名にの

献納金出金者の存在形態に基づいた献納基準はわからないが、五両を

五両以下層もみのがさなかったといえよう。

(三○)・一両(五二)に集中をみせる(第4表)。これだけでは

基礎単位として賦課し、

一五両(一八)・一○両(三二)・五両(三七)および三両(三二)・ここにも収奪の徹底性がうかがえるが、献金者は二○両(一四名)・水原代官所管下であった村村にも対象者を求めたことを考えさせる。が原代官所管下であった村村にも対象者を求めたことを考えさせる。の人献金者を入ていくと村として献納していないが個人献金者のい個人献金者をみていくと村として献納していないが個人献金者のい

第4表 個人献納の人数と金額

弗 4 3	え 個人歌納	の人致と並ん	具
金 額	人数	金額合計	対総額比
1000~3000 ^両	5 ^人	10000 阿	44.2 %
500~600	7	4100	18.2
100~300	23	5300	23.4
50~100	5	293	1.3
30~50	12	412	1.8
20~30	26	574	2.5
10~20	76	954	4.3
5~10	90	535	2.4
1 ~ 5	192	436	1.0
~ 1	3	1	1.9
計	439	22606	100.0

- 生(1) 両以下切捨で表示。そのため計末尾数値が合 わない。
 - 2) 典拠は第3表に同じ。

八名と大きくは違わない。突出した大規模な存在がきわめて限られて両以上層の場合は範囲が拡大しても一二名(二・七%)で、嘉永期の(同五・二%)にすぎない。同じく限定された存在であっても五〇〇上献納者は限られた存在であったといえる。二一~九九両層は二九人上献納者は限られた存在であったといえる。二一~九九両層は二九人

二万二六○六両のうち五○○両以上層の出金額は六二・四%を占め、

金額からみると出金者の階層性はさらに明瞭になる。

個人出金総額

求めた意図は明瞭ではないが、仮に金額だけを問題とすれば少数の、

両以下層は九・六%すぎない。

幕府が広範な、

○○両以上とすれば八五・八%にもなる。

人数上大半を占める二〇 多数の対象から出金を

第5表一① 幕末期上位出金者と明治前期所有地価

出念者氏名	慶応元	嘉永元	嘉永 6	明治21年 所有地価
市島徳次郎	3000 両	50 ^両	1500 両	450,800 ^円
白勢長兵衛	"	"	"	356,500
佐藤伊左衛門	2000	45	1200	253,700
佐藤友右衛門	1000	30	500	102,500
細野庄次郎	"	15	350	63,200
△坂口津左衛門	600		_	
市島次郎吉	500	40	1000	
五十嵐国蔵	"	15	150	141,100
丹呉平兵衛	"	15	_	47,200
伊藤源五兵衛	"	10	120	
△渡辺三左衛門	"	35	700	120,700
△佐 藤 又 四 郎	"	_	10	5,700
佐藤三郎左衛門	300	35	_	73,800
近藤甚助	"	30	450	74,200
平野安之丞	"	35	1000	
源五右衛門	"		40	
林左衛門	"			
△木 村 善 四 郎	"	15	80	6,000
河内茂平次	"	"	300	10,500
七兵衛	"	5	120	
真 島 沢 内	"	5	150	52,700
平野太七	200	20	350	10,800
真島権兵衛	"	30	400	75,900
佐藤忠蔵	"	15	230	22,100
植木甚左衛門	"	10	120	23,900
高沢儀八郎	"	10	150	20,000
橋本林蔵	"	_	15	8,600
水沢金次郎	"	5	100	31,300
門之助	"//	2	35	
長七	"	3	50	
須貝四兵衛	"	15	120	20,400
星野求五郎	"	_	50	51,400
喜左衛門	"		70	
細山清七	100	30		5,600
△ 次郎右衛門	"	_	_	

立は深化しつつあったと考えられる。 は利潤の一方的収奪を意味する桎梏と化しつつあったとみられる。 て加重され、 のことが領主層により広範な領民への賦課を促し、ここでも矛盾・対 以上蒲原平野北部を中心とした地域を対象として、 幕末期の出金史

事実、 富裕層への用金、 富裕層の経営にとって幕藩領主との結合(「共生」関係) 才覚金、 頼金等の賦課は幕末期の進行につれ そ

ことで幕末における地主の存在状況を明らかにしたい。確かめてきた。最後にそれらを総括し、明治期の存在形態と対照する

第5-①表は慶応元年一〇〇両以上出金者の出金状況と明治二一年第5-①表は慶応元年一〇〇両以上出金者の出金状況と明治二一年の別治に入って体制再編過程で若干縮小するが二一年の所有地価を整理したものである。 出金額ドップの二家のみ簡単にふれておこう。 市島家は近世後期を通じて土地集積を進め、最幕末にふれておこう。 市島家は近世後期を通じて土地集積を進め、最幕末にふれておこう。 市島家は近世後期を通じて土地集積を進め、最幕末によれておこう。 市島家は近世後期を通じて土地集積を進め、最幕末によれておこう。 市島家は近世後期を通じて土地集積を進め、最幕末によれている。 明治に入って体制再編過程で若干縮小するが二一年の所有地価はる。 明治に入って体制再編過程で若干縮小するが二一年の所有地価はをたどり最幕末には一二〇〇町歩規模であったと推定される。 国税額をたどり最幕末には一二〇〇町歩規模であったと推定される。 国税額をたどり最幕末には一二〇〇町歩規模であったと推定される。 国税額をたどり最幕末には一二〇〇町歩規模であったと推定される。 国税額をたどり最幕末には一二〇〇町歩規模であったと推定される。 国税額をたどり最暮末には一二〇〇町歩規模であったと推定される。 国税額をたどり最初には、1000円が出金表別の出金状況と明治二一年

た地主家が含まれている。嘉永六年に一○○○両を出金しながら慶応た地主家が含まれている。嘉永六年に一○○○両を出金しながら慶応の規模を維持できず、近代への移行過程や近代の初頭に消滅、下降した地主体制の確立をみることについてはさらに検討を要するであろの大地主体制の確立をみることについてはさらに検討を要するであろの大地主体制の確立をみることについてはさらに検討を要するであろの大地主体制の確立をみることについてはさらに検討を要するであろの大地主体制の確立をみることについてはさらに検討を要するであろの規模を維持できず、近代への移行過程や近代の初頭に消滅、下降した地主家が含まれている。嘉永六年に一○○○両を出金しながら慶応がある。そのなかには近代との接続の確認できない家もあるが、近世末める。第五一①表の中に明治期の所有地価欄が空白になっている諸家がある。出金額と所有地価人である。出金額といる。

第5表一②

慶応元年 出 金 額	慶応元年 出金者数	左のうち嘉永 元年出金者数	同嘉永6年 出金者数
50~100 両	5 ^	2 ^	2 ^
30~50	12	4	10
20~30	26	2	18
10~20	76	4	49
5~10	90	1	13
1 ~ 5	192	2	10
~ 1	3	0	0
計	404	17	102

一年姓名録登場者が所有地価五○○○円以上に限定されていることも○両以上出金者はおおよそ嘉永六年と慶応元年と連続して出金していたるといえる。幕末には上記の大地主層に次ぐ地主として存在していたが影響して慶応元年には登場しない家もあるが、それを別とすれば三が影響して慶応元年には登場しない家もあるが、それを別とすれば三

編過程を経て体制的に確立するという見通しを与えるといえよう。

家が代表例である。下降、消滅過程の究明は稿を改めて行わなければ

元年には半減ないしそれ以下になっている市島次郎吉家や平野安之丞

ならないが、近世期に生成した地主的土地所有が幕末・明治初期の再

が徹底的であったことが改めて確認されるが、ここでも近代との接続あり、そのような階層をも対象として嘉永六年以上に慶応元年の賦課もいわゆる村方地主として存在していたことは個別事例から明らかでもいれは慶応元年の出金額の低下に対応して嘉永六年出金者比率も低下いては慶応元年の出金額の低下に対応して嘉永六年出金者比率も低下あって、推定を含まざるをえず確定は困難である。三○両以下層につあって、推定を含まざるをえず確定は困難である。三○両以下層につ

を全面的に追求することは困難である。

いえよう。

いえよう。

いえよう。

いえよう。

いえよう。

いえよう。

いえよう。

りとしうるであろう。 りとしうるであろう。

累積藩債債権者および明治三年一一月才覚金出金者を郡別に整理す

者の多いことは幕末期新発田領においても大地主が展開していたこと 料が五〇〇〇円以上地主を対象としているためと考えられ、 町役人層は明治期の土地所有欄空白が多い。上記のように依拠した史 をやめることはなかった。また才覚金のみの諸家は多くは領地替えで との金融関係は幕末期には密接になるが、 移って藩との直接的な関係を避けている。 過程で姿を消す。 断ち切ろうとした大地主と、領内にあって関係が深く多額の出金を重 開したことで出金を避けえず、藩債を差上げ切りにして藩との関係を 新たに賦課対象となったとみられる。その他新発田町・沼垂町商人、 ねてきた諸家がある。後者の代表が白勢家で宗家(和一郎家)は再編 とが明らかである。 ると第6表のようである。北蒲原を中心に大地主層に依拠していたこ なお長兵衛家は幕領 その中には市島家のように新発田領内に所有を展 (紫雲寺潟新田郷金子新田)に 二宮家も領内で生成し、 幕末期型大地主として成長 逆に記載

明治初期における地主の存在状況

を示唆しているといえよう。

ぶ、明治一○年の二二大区を対象地域としたい。
春末期蒲原北部における大地主の展開とその基盤を明らかにするためには、明治初年の土地所有状況を明確にでき、かつその地域内に存が可能な地域を設定しなければならない。現在のところ蒲原北部全体が可能な地域を設定しなければならない。現在のところ蒲原北部全体が、明治一○年の二二大区を対象地域としたい。

原北部=北蒲原郡は二二・二三・二四大区からなっていた。二二大区大小区時代の新潟県は二五の大区に区分されていたが、そのうち蒲

幕末・明治初年における地主の存在状況

第6表 新発田領における有力金主

郡別	氏 名	藩債	明治3年 11月才覚金	計	明治21年 所有地価
##2J	白勢和一郎	32,942 ^両	35,000 商	67,942 ^両	門
_	二宮九助	25,844	10,000	35,844	256,300
		4,034	3,000	7,034	
	白勢長兵衛	1,101	0,,,,,,,,	1,101	356,500
	中野久兵衛	879	5,000	5,879	58,300
	馬場保之允	2,871	3,000	5,871	
	阿部栄助	376	2,	376	(7,000)
北	白 勢 類 内	1,105	3,500	4,605	. , , ,
	相馬善右衛門	1,105	3,500	4,605	
	広 岡 佐 太 郎	1,058		1,058	
蒲	宇賀村権平	937		937	
	内 堀 武 助	1,123		1,123	
	市島徳次郎	715		715	450,800
	南 半之助	5,792	3,000	8,792	51,300
原	星野求五郎		2,000	2,000	51,400
			3,000	3,000	123,700
	中野亀之助		3,000	3,000	
	文右衛門		2,000	2,000	
. 	真島沢内		2,000	2,000	52,700
	橋 本 林 蔵		2,000	2,000	8,600
	竹内康之助		3,000	3,000	13,000
	小林六兵衛	6,183		6,183	32,100
	川合市右衛門	567		567	19,600
中	真野半太夫	340		340	
सुर	真野徳右衛門	567		567	
蒲	川又庄太郎	5,760		5,760	91,400
原	桂 慎 吾		3,000	3,000	74,500
	本間新作		3,000	3,000	71,400
	武兵衛	3,209		3,209	
南	田巻三郎兵衛	1,140	15,000	16,140	343,700
南蒲原	市川厚次郎		10,000	10,000	149,100

『新発田市史資料』4所収 明治4年「藩債取調帳」及び明治21年『新潟県地価持姓名録』により作成 ()内は推定

第7表 22大区の概要

小	町	→ ***			「職	分」	比	
区	町 村 数	戸 数	人口	農	I	商	雑業	雇人
1	18	1213 戸	6260 ^人	83.7 *	4.4	6.3	3.2	2.3
2	49	1356	7265	94.9	1.5	1.2	0.4	2.0
3	33	1093	5759	78.0	5.1	6.3	5.6	5.0
4	6	1879	8230	26.4	19.0	31.4	16.5	6.7
5	42	1129	5832	98.3	0.9	0.3	0.5	0.07
6	31	1286	7237	91.3	3.5	2.0	1.0	2.2
7	14	1395	7676	82.7	3.6	1.6	2.5	9.6
8	17	1695	8755	71.0	3.3	10.2	8.2	7.3
計	210	11047	57014	77.0	5.4	8.1	5.1	4.5

注(1) 「職分」比は各小区「職分」を100とした比率。

いえよう。

じて県内でも江戸期以来農業生産力の比較的高い水田地域であったと

とされ、ともに新潟県東半部一一カ大区中の第二位にランクされてい

畑は三〇等級に区分され内部の差は大きいが、

地租改正時の大区平均反収は水田一・四石(米)、

畑四三八合(大豆)

ル寛税ノ地方トス」という『地租改正紀要』の指摘を裏付けている。

が、いずれもきわめて低い数値であり、

「全国土上ヨリ達観スレバ頗

別反当現石は一小区一二六・五合から五小区二四三・五合の間である

(2) 市島家文書明治 9年「新潟県22大区戸籍統計表」(仮題)により作成。

る。

田は四六等級、

辺低湿地域まで八カ小区、草高約六万一八〇〇石、現石約二万四三〇 示すものではなと、東北は二三大区の平野部と接している。山麓平野部から福島潟周 に一〇石以上試は地域内の一番南西部に位置し、南 西 は 阿賀 野川をはさんで中蒲原 石一〇石以上で

示すものではない。だから二カ村にわたって合計─八石を所有していたの経済状態を基準とした等級区分や現石─○石以上所有者の氏名、所有現石量を記録している。ただし一村あったといえる。調査は二二大区における所有に限定して、村別に現あったといえる。調査は二二大区における所有に限定して、村別に現あったといえる。調査は二二大区における所有に限定して、村別に現あったといえる。調査は二二大区における所有に限定して、村別に現あったといえる。調査は二二大区における所有に限定して、村別に現あったといえる。調査は二二大区における所有に限定して、村別に現る。一○石以上所有者調査が行民の経済状態を基準とした等級区分や現石一○石以上所有者調査が行民の経済状態を基準とした等級区分や現石一○石以上所有者調査が行民の経済状態を基準とした等級区分や現石一○石以上所有者調査が行民の経済状態を基準とした。

経済的中心であり、在町葛塚のある八小区がややそれに近いほかは純登場した水原町とその周辺からなる四小区が商工業地域として大区の民構成を職分によって各小区別にみると(第7表)、前項でたびたびの石、改正反別一万二〇五〇町歩の広大な地域である。明治初期の住

率は水田比率の低い(三八・五%)一小区の三一・一、新田地先の多

い八小区の二六・四%を除いて他はいずれも四○%台である。改正反

然たる農業・農村地域であることがわかる。草高にたいする現石の比

第8表 居住小区別にみた地主存在状況

								• • •	0 32		T-1 - 1																	
小区	1		2			3			4			5			6			7			8			計		他	例	総
存在形態	他小区	居村	小区	他小区	居村	小区	他小区	居村	小区	他小区	居村	小区	他小区	居村	小区	他小区	居村	小区	他小区	居村	小区	他小区	居村	小区	他小区	他大区地主	外地区	計
1000~	人							,		2(2)															2(2)			2(2)
600~1000										1(1)															1(1)	1(1)		2(2)
400~600]	l									1				1
200~400							1(1)									2		1						1	3(1)	1		5(1)
100~200	1						1(1)			2(1)						1			1			1			7(2)	1		8(2)
60~100			1(1)				2(2)			5(3)	1(1)			2	2	1			1				1(1)	3(1)	9(5)	1(1)		14(8)
40~60		2		1	2(1)		1(1)				4(3)	2(1)]	l			2					8(4)	4(1)	2(1)	2		16(6)
20~40		5(3)			9(6)	3(3)		4(1)		1	5(2)			8	3		3	1		2			28 (12)	13(3)	1	10	7	59 (15)
15~20		10(2)			7(5)			1			4(1)			8	3		3			3	,		28 (8)	8		1	3	40(8)
10~15	3	12(2)			10(5)			6			19(8)			1	0		12			5			64 (15)	10	3	6(1)	6	89 (16)
計	4	29(9)	1(1)	1	28 (17)	3 (3)	5(5)	11(1)		11(7)	33 (15)	2(1)		3	0	4	18	4	2	10		1	129 (40)	40(5)	28 (12)	23(3)	16	236 (60)
小区計	4	3	31 (8)			36 (25))	2	22 (8)	3	35 (16)			34			24			11		1	97 (57)				

注(1) 1小区は他小区所有が判明する地主のみ。 (2) 6小区については他小区地主以外は全て小区地主とみなした。 (3) 例外地主の小区別内 訳は 2 小区居住 4 人, 4 小区 5 人, 5 小区 2 人, 7 小区 1 人, 8 小区 4 人である。 (4) 他大区地主の大区別内訳は 1 大区 1 人, 18 大区 18 人, 1

ある。 7 るであろう史料によって、 内拾石以上所持石取調」「区内ニ於テ他区之者拾石以上所持石調_ ることになる。また六小区では調査方法が異なり、村別ではなく「区 あることを念頭において概観を試みよう。 十嵐家に伝わった、仮に「現石一○石以上所有者調査」と名づけられ 石以上所有状況を把握しうる史料をみいだせていないから、大区長五 いも含め制約の多い史料であるが、現在のところ区内ほぼ全域の一〇 れ地主名のみで所有現石不記載の村がある。 である。 Ą なお一小区については史料を欠き、八小区は調査不十分とみら 両村における所有が各々九石であれば調査対象にはならな 一五石と九石の所有であれば一五石所有の村でのみ記録され 実態を下回る地主的土地所有規模の記録で このように調査方法の違 0

あり、 区分される。 小区地主」の範疇にいれて考察すべきであろう。 村地主」でも二〇石以上規模の者はその規模により「小区地主」 したがって所有規模二〇石以下は事実上「居村地主」と等しく、 村地主」とそれ以外の地主はおおよそ所有規模二〇石で区分される。 び「他大区地主」(他大区居住者で二二大区内に一〇石以上所有) 在形態からみて「居村地主」(居村にのみ一〇石以上所有)、「小区地 史料記載の地主数は延べ四〇一名、実数二三六名である。 (居村のほか居住小区内他村にも一○石以上 所有)、「他小区地 その意味で「例外地主」としておこう。また後述のように「居 (居村、居住小区内他村のほか他小区にも一○石以上所有)およ なお居村には現れず他村にのみ登場する地主は例外的で 地主は存 一居 他 K

む全二二大区居住地主の六〇・六%を占めていることから明らかであ

六小区居住の小規模地主層を加えれば比率はさらに高まる。

地主の最高所有現石は約八三石であるが、大半は二〇石とくに一五石

小区地主は複数村に一〇石以上を所有するだけに三〇石

この点は四小区を除く全ての小区で圧倒的位置にあり、

例外地主を含

以下である。

る。

層とみるべきであろう。これにたいし他小区地主はさらに少数である 前後所有層が中核となっているが、地主数は僅かであり、居村地主上

が一○○石前後層が厚く大地主が主体であり、

最高は一三〇〇石余の

よう (第8表)。 まず居住小区ごとに存在形態別、 基本的な地主の存在形態は居村地主であるといえる。 所有規模別の地主の存在状況をみ

巨大地主である。

が

、四戸の巨大地主に注目すべきであろう。これを地主の存在形態別所

他大区地主も数的には二〇~四〇石層が中心である

第	第9表 地主の存在形態別現石所有状況											
存在形態	所有現石	最 大	最 小	1人当平均								
居村地主	2908.146	82.927	10.113	22.544								
小区地主	890.646	359.465	10.249	22.266								
他小区地主	6097.151	1300.310	35.399	217.755								
例外地主	314.812	33.901	10.455	19.676								
他大区地主	1853.330	730.664	10.129	80.580								

- 6小区居住地主については他小区地主4名以外は全て 注(1) 居村地主を含めて小区地主とみなしたため、 1人当り平均現石は実態より小さく現われていると推 定される。
 - 典拠は表8に同じ。

第10表 22大区居住地主の現石所有状況

₹† 3698.663	. 1		8 261.198		597.9	760.4 597.9	619.1 760.1 597.1 261.	794.4 619.4 760.4 597.5	794. 619 760 7597 597	794.490 664.373 794.490 619.218 760.435 1499 597.949
1207.173			1	348.357	1499.510 1499.510 149 348.357 198 —	98.867 .510 .348.357	410.027 98.867 .510 .348.357	256.780 410.027 98.867 .510 .48.357		
538.990	82.326				13.631	13.631	432.777 13.631	10.256 432.777 13.631	10.256 432.777 13.631	10.256 432.777 13.631
241.250							241.250	241.250	241.250	241.250
113.676		_						113.676	113.676	113.676
888.014	31.033				50.934	50.934	594.970	211.077 594.970 50.934	211.077 594.970 50.934	50.934
800.971	24.997		82.250	71.517 82.250	71.517	71.517	586.796 71.517 82.250	586.796 71.517 82.250	35.411 586.796 71.517 82.250	586.796 71.517 82.250
442.026			82.685	82.685	118.548	118.548	240.793	240.793	240.793	7 240.793 118.548 82.685
780.482			_	43.600	79.997	79.997	656.885 79.997 43.600	656.885 79.997 43.600	656.885 79.997 43.600	8 656.885 79.997 43.600
3805.409	138.356	164.935		115.117	263.110 115.117	263.110	2753.471 — — 263.110 115.117	335.009 2753.471 — — 263.110 115.117	35.411 335.009 2753.471 — — 263.110 115.117	小 計 35.411 335.009 2753.471 — — 263.110 115.117
10210.755	138.356	427.133		1061.423	1762.620 1061.423	859.302 1762.620 1061.423	3782.716 859.302 1762.620 1061.423	1386.279 3782.716 859.302 1762.620 1061.423	792.926 1386.279 3782.716 859.302 1762.620 1061.423	792.926 1386.279 3782.716 859.302 1762.620 1061.423

有現石と一人当たり平均値でみればより明瞭である(第9表)。

(2)

典拠は表8で同じ。

居村所有、同小区内居村外所有統計欄には6小区の数値は入っていない。総計欄で加えてある。

居村地主主体の二、五、八小区と全他小区に所有を展開している地主他小区所有の大きさに反映しているとみることができる。地域的にはさが同小区内居村外所有の少なさとなり、巨大な他小区地主の存在があり方はほぼ地主としての存在形態を反映している。小区地主の少な次ぎに居住小区別に地主の展開状況をみょう(第10表)。所有地の次

が居住する四小区が対照的である。八小区は調査不十分のため今後の

れている。 おていたとみることができ、そのような地主が大地主であったでを蔽っていたとみることができ、そのような地主が大地主であったであろうことは容易に想定できる。この点は前出八表にみられるようにあるうことは容易に想定できる。一方、四小区居住地主の影は大区全体所有を展開していたといえる。一方、四小区居住地主が大地主であったで

以上の考察を各小区現石の所有形態の面からみるとさらに新たな様

相 域といえよう。この点は同じく居村地主が優越していた五小区と比較 繁雑さを避けて表示してないが山麓部を中心に居村地主のいない村も を中心に他からの地主的進出もあるが、典型的な居村地主展開地域で そのことが二小区と異なり全現石の五四・六%を地主所有としている 所有の四二・七%に止まる。一方、 するとより明瞭である。五小区に成長した地主は唯一他小区への進出 多く存在している。地主的所有が比較的未熟な展開に止まっている地 あり小規模地主主体の地主展開状況が数値に反映している。 のである。 も四小区居住地主を中心に居村地主所有を上回る展開を見せている。 をみせない居住地域中心の展開を示しているが、その所有は区内地主 進出があったとみることができよう。 居村地主中心の地主展開があり、 から六小区七〇・二%までの開きがある。 が現れる (第11表)。 いている典型が七小区で、ここでは他大区居住の地主の進出が著し 小区全現石にたいする地主所有現石の比率は二小区三七・ 地主所有の見られない村が少ないことからみても、 各小区における地主的所有の位置を確 その動揺を捉えて他からの大地主の 区外からの進出が大きく、ここで 地域内の変動が他からの進出 二小区は四小区居住地主 しかも、 、すでに かめ

第11表 各小区現石の所有状況

		7,111				
小	全 現 (a) 石		所 有	形 態		b/a
区	岩	居住者	他小区地主	他大区地主	計(b)	/ a
2	3636.639合	757.515	538.990	53.388	1349.893	37.1
3	2682.057	1051.270	241.250	71.388	1363.908	50.9
4	1775.088	1029.245	113.676	33.643	1176.564	66.3
5	3685.522	859.302	923.425	229.346	2012.073	54.6
6	3669.104	1499.510	765.560	309.968	2575.038	70.2
7	4158.096	946.306	442.026	1010.425	2398.757	57.7
8	2901.444	262.198	780.482	145.172	1187.852	40.9
計	22507.950	6405.346	3805.409	1853.330	12064.085	53.6

注(1) 各小区全現石は東大史料編さん所所蔵 年欠「管内村名石高人員表」による。なお、1 小区全 現石は1828石727合である。

実上区内全村に存在し、居住地主が他からの進出を阻止しながら成長

しかもその成長は単に区域内に止まらず、

居住地主所有比がともに高い四小区では地主所有が事

しているといえよう。

主所有比、

も指摘したように二二大区全体に拡大し多くの大地主を生み出してい

大地主が成長しているのは他への進出によってである。四小区に次

地主所有比が四小区にはるかに及ばない三小区でも少数ではある

⁽²⁾ 典拠は表8に同じ。

ことはできない。それでも五両・五石間隔での図示からは対応軸からくに強い制約となって現れ、出金額と所有現石との対応を数値で示す

二二大区における所有という制約があり、その点は他大区地主にと

所有地価八六○○円からみて中規模地主として推移したといえる。

個別事例についての指摘は以上に止めるが、総じて大規模出金者=

橋本家は明治初年に下降状態にあった可能性はあるが、

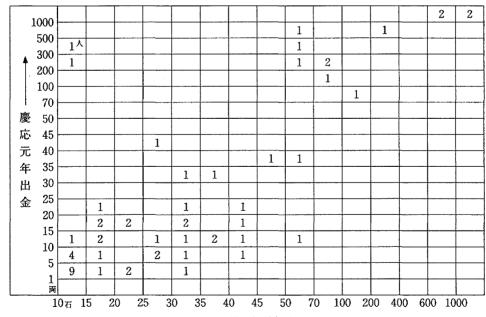
明治二一年の

する二三大区に持つ大地主であることは第5表─①で明らかである。石所有の二家が例外的であるが、そのうち真島家は所有の主力を居住大きく外れた動きは見出せない。二○○~五○○両出金・一○~一五

は十分に五〇%を越えていたと推定される。めと考えられ、他からの進出状況からみても実態としては地主所有比めである。なお八小区は居住地主の所有比が低いが、調査不十分のた度であることがわかるが、大地主の成長は小区内に止まっていて対照度、大地主居住地区の六小区は最高の地主所有比を示し、地主展開の高

明治初年の地主的土地所有の地域的展開状況についての概観は以上に止め、先にみた幕末の状況との関連―連続と非連続をみていて出金額元年出金者はいない。そのため対象地域は二~五小区に限定される。元年出金者はいない。そのため対象地域は二~五小区に限定される。また系譜的連続性を出来るだけ推定を排除して確定しようとすると、小規模層を中心に対象から外れる諸家が出てこざるをえない。このような制約の下ではあるが慶応元年出金者と明治一〇年現石一〇石以上方な制約の下ではあるが慶応元年出金者と明治一〇年現石一〇石以上方な制約の下ではあるが慶応元年出金者と明治一〇年現石一〇石以上方な制約の下ではあるが慶応元年出金者と明治である。

幕末出金と明治初年所有現石の相関図



きのなかったことは明瞭である。 なかったのである。すくなくとも江戸期に生成した地主の多くが幕末 の成立構造は体制の変動を伴う一〇余年の間に大きく変動することは ないといえる。幕末期の領主への出金状況から窺える地主的土地所有 巨大地主・大地主、中小規模出金者=中小規模地主の構図は崩れてい -明治初年に姿を消し、新たな地主がにわかに成長してくると言う動

お わ ŋ K

この間地主層内部に若干の上昇・下降はあったが、地主の階層的構成 地主層が展開している地主的土地所有の主要位置を占め、その基盤と にはなっていない。 を変化させ、ひいては地主的土地所有の構造を変質させるような動き に幕末期には形成されており明治初期にいたっても変化はみせない。 して中小地主層が厚みをもって存在しているという地主構造は、すで を変えていないことが確かめられた。少数の巨大地主を頂点とする大 主が生成、展開していること、その多くは明治初年においてもあり方 米作単作地帯越後蒲原平野北部の一画に、幕末期を通じて大小の地

有から切り離され地主小作関係に組込まれていること、この地域構造 でに明治初年に最小限でも地域全現石の五三・六%までが僅かの一〇 をふまえた全住民諸階層の中での位置づけは小稿の範囲を越える。 長過程との関連や、頂点部分を大地主層が占める地主構成の、 状況の地域差と、江戸期からさらに明治初年にいたる大地主諸家の成 石以上所有者の所有に帰していることは、住民の圧倒的多数が土地所 明治初年にみられる大地主展開地域における地主的土地所有の展開 地域差

> 年代初頭にもその位置にあり、新潟県大地主制の体制的確立を窺わ が幕末以来のものであることを示している。この構造は地租改正によ って近代的装いを与えられていくが、 頂点部分の大地主層は明治二〇

るといえよう。

- 農務局編「五十町歩以上大地主名簿」による属地主義集計数である。
- 拙著『近世大地主制の成立と展開』参照。

2 1

- 市島家文書、明治二年「郡中用留」所収。
- 4 3 神田家文書、嘉永六年一一月「異国船渡来ニ付御上金書上名前帳!
- (5) 五十嵐家文書、慶応元年五月「郡中献納金控
- らない。仮に一部重複部分のためとしても、その差は一七四両にすぎない から出金構成は変化しない。 史料には出金総額一万四三五四両とある。集計金額と異なる理由はわか
- 7 前掲拙著参照。
- 8 『新発田市史資料』4所収。